

地域指定年度	昭和44年度
計画策定年度	昭和45年度
計画見直し年度	昭和50年度
	平成6年度 平成18年度

色麻農業振興地域整備計画書

平成19年 5月

宮城県加美郡色麻町

目 次

	ページ
第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想.....	1
イ 農用地区域の設定方針.....	2
(2) 農業上の土地利用の方向.....	3
ア 農用地等利用の方針.....	3
イ 用途区分の構想.....	4
ウ 特別な用途区分の構想.....	4
2 農用地利用計画.....	4
第2 農業生産基盤の整備開発計画	5
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	5
2 農業生産基盤整備開発計画.....	6
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	6
4 他事業との関連.....	6
第3 農用地等の保全計画	7
1 農用地等の保全の方向.....	7
2 農用地等保全整備計画.....	7
3 農用地等の保全のための活動.....	7
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	7
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画	8
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する 誘導方向.....	8
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	8
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	11
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための 方策.....	11
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	11
第5 農業近代化施設の整備計画	12
1 農業近代化施設の整備の方向.....	12
2 農業近代化施設整備計画.....	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	13
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	14
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	14
2 農業就業者育成・確保施設整備計画.....	14
3 農業を担うべき者のための支援施設.....	14
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	14
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	15
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	15
2 農業従事者の安定的な就業を図るための方策.....	16
3 農業従事者就業促進施設.....	16
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	16

第 8	生活環境施設の整備計画	17
1	生活環境施設の整備の目標	17
2	生活環境施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	17

第 9	附図	別添
1	土地利用計画図（附図 1 号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（附図 2 号）	
3	農業近代化施設整備計画図（附図 3 号）	
4	生活環境施設整備計画図（附図 4 号）	

別記	農用地利用計画	19
(1)	農用地区域	19
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	19
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	59

第1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は、本県の西北部加美郡の南部に位置し、東西に長く約24km、南北に短く約5km、面積は109.23km²である。西部は、洪積層火山灰土壌からなる山岳丘陵で起伏する大規模森林地帯となっており、東部は沖積層からなる水田地帯である。また西部に広がる大規模森林地帯から流れる中小河川が、水田地帯の用排水の便を与えている。

また本町は、広域大崎圏に含まれ、大崎耕土の一部をなして県内有数の穀倉地帯を形成しており、人口は、平成12年は8,162人であったが、平成17年には7,856人となりこの間に4%減少した。気象は、山形県に接しているため、内陸性気候の影響を受け北西の風が夏季を除いて強く、雨量、積雪も多い。夏季は親潮寒流の影響で寒冷である。

純農村地帯の本町は、国・県道等の道路が近隣市町村を結び商業圏及び医療圏の連絡等が比較的利便性のある地域で、道路整備、上下水道の整備等生活環境整備に力を注ぐ一方、企業誘致による農工併進の町として推進を図っている。これにより、人口の定住化を目指し、町民の「働く場・暮らしの場」を確保しながら、イナカの良さ、強さ、美しさを活かしたまちづくりの理念を実現していく。

土地利用については、「護る・拓く・使う・調和のとれた色麻型土地利用」による快適で安心・安全な生活を送るための基盤の推進、活力ある経済活動を営むための土地利用の推進、豊かで多様な自然環境や歴史的・文化的遺産の保全との調和に最大限配慮しながら、総合的かつ計画的に推進し、町民の福祉向上を目指す。

産業構造の現況は、第1次産業23.2%、第2次産業38.8%、第3次産業38%と第1次産業の占める割合は年々減少しており、反面第2次・第3次産業の割合は高まっている。そのため将来にわたり基幹産業としての農業を継続させていくために、広大な農地の有効利用、農業生産基盤の整備や生活環境基盤の整備などを推進し、地域の創意工夫と農業の多面的価値を活かした地域農業の確立を目指す。また、第1種・第2種兼業農家の就労の場の安定提供を図るとともに、専業農家については、離農者や第2種兼業農家等からの農地の利用集積を促進しながら、担い手として農業経営の安定を目指していく。

本町の基幹産業は農業であり、今後とも本地域を食糧供給基地としての位置づけをし、農業を主体とした産業振興を図るため、必要な農用地として農業振興地域6,283haのうち、3,060ha確保しその利用の効率化を積極的に推進する。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設 用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (17年)	3,090	49.2	11	0.2	2,181 (51)	34.7 (2.3)	268	4.3	27	0.4	706	11.2	6,283	100
目標 (26年)	3,060	48.7	15	0.2	2,187 (0.0)	34.8	272	4.3	31	0.5	718	11.4	6,283	100
増減	30		4		6		4		4		12		0	

(注) ()内は混木林地面積である

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本区域内にある現況農用地 3,090ha のうち、次の a～d までの農用地以外の農用地 2,793ha について農用地区域に設定する方針である。

a 次に掲げる地域、地区及び施設の整備に係る農用地

地域、地区及び施設等の 具体的な名称及び計画名	位 置 (集落名)	面 積			備考
		農用地	山林その他	計	
宮城県加美農業高等学校	色麻町黒沢字北条圃同字望月 色麻町黒沢字望月圃小島坂	41.4	50.7	92.1	

(注) 面積は農用地とする。

b 集落内に介在する農用地（接続集合して存在する住宅、農業用施設用地、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ区域）

該当集落数 25 該当農用地面積 約 139.8ha

c 自然的な条件から見て農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

該当農用地面積 約 51.1ha

(山林区域内に介在もしくは隣接する農用地約 47.9ha)

(鳴瀬川などの河川周辺・堤内農用地約 3.2ha)

d その他

中心集落の整備（公共用施設の整備・中小企業の誘致・住宅の建設等）に伴って拡張の対となる農用地

該当農用地面積 約 64.7ha

(四釜地区約 18.5ha)

(大原地区約 46.2ha)

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地 11ha について、農用地区域を設定する方針である。尚、2 ha 以上の農業用施設用地はなし。

(エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

丘陵地区の山林及び既存農用地周辺の山林・原野の開発可能地約 8ha について採草放牧地及び農地等の農用地造成を行い、農業生産基盤の拡大を図るため、これらの開発可能地について農用地区域を設定する方針である。

土地の種類	所在(位置)	所有者又は管理者	面積(ha)	利用しようとする用途	備考
山林	B	私有地	0.9	採草放牧地	鷹巣地区
山林	B	町有地	2.1	採草放牧地	高根地区
山林	B	私有地	5.0	採草放牧地	高根地区
計			8.0		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等の利用の方針

現況農用地等の利用状況を見ると、農地 2,679ha (田 2,438ha・畑 205ha・樹園地 36ha) で、採草放牧地は 95ha となっている。その他農業用施設用地として 11ha 利用されている。

本町における基幹作物は将来とも水稻であるが、今後は畜産・果樹・畑作等の振興を図るため、農業近代化と農業経営の安定のため生産基盤を確保する。同時に汎用化可能な水田として、米の需要動向に即応しながら、田畑輪換などで団地形成により効率的な土地利用を図る。

畑については、野菜等を中心とした集約作物導入の条件を整備しながら、効率的利用を推進する。また、採草放牧地とともに既存の畑を活用した粗飼料生産の基盤として、共同作業等により利用の高度化を図る。

経営体別(個人・生産組織)の農業経営の支援整備と集落営農との整合性を図り、必要な農業用施設を確保し、望ましい農業経営の実現を目指す。

単位: ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
平坦地域(A)	1,076	1,076	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	1,079	1,079	0	0
中間地域(B)	1,370	1,370	0	59	67	8	0	0	0	7	7	0	1,436	1,444	8	8
山間地域(C)	233	233	0	36	36	0	0	0	0	1	1	0	270	270	0	0
計	2,679	2,679	0	95	103	8	0	0	0	11	11	0	2,785	2,793	8	8

イ 用途区分の構想

(ア) A 区域 (平坦地)

保野川、長谷川、花川水系の下流に位置する平坦地域で、現況農用地は 1,076ha あり、そのうち田 1,068ha で畑 8ha が点在している。この区域は、本町の東部に位置し肥沃地である。

この区域の大半は、すでに 30 アール区画を中心に圃場が整備され、機械の利用効率も高く、用排水路も整備されていることから、今後も汎用化水田としての利用の確保を図る。

(イ) B 区域 (中間地)

B 区域は、平坦地と山間地の中間に位置し、現況農用地は保野川、長谷川、花川の各水系におよぶ 1,429ha で、そのうち田 1,216ha、畑 139ha、樹園地 15ha、採草放牧地 59ha がある。

田については、土地基盤の整備率が 6 割を超えているが、今後とも土地基盤整備を促進し、田畑輪換可能な汎用性の高い農地として確保する。また、畜産振興を図るため、採草放牧地周辺などを活用し、将来とも農用地として確保する。

(ウ) C 区域 (山間地)

C 区域は山間地域で、現況農用地は、保野川、長谷川上流部に 269ha あり、田 154ha は比較的平坦部にあり、畑 58ha、樹園地 21ha、採草放牧地 36ha 等は、田の両側丘陵部に点在している。

田については、県営圃場整備事業等により 30 アール区画を中心に整備され、効率的機械利用及び田畑輪換可能地となっており、今後とも汎用性の高い農地としての利用を図る。

また、この地域は将来とも肉用牛の振興を図るため、採草放牧地を活用し、畑、樹園地については将来とも農地として確保する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2. 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域内の土地 6,283ha のうち、農用地区域に含まれる既存農用地等 2,793ha は、農地 2,679ha (田 2,438ha、畑 205ha、樹園地 36ha) で採草放牧地 103ha、その他農業用施設用地 11ha の土地利用区分をする。この農用地の土地条件についてみると、田は傾斜度 1 / 300 から 1 / 100 のものが大部分であり、畑については傾斜度 8 / 100 未満である。

また、山間地の採草放牧地については、1 / 50 から 1 / 100 の傾斜度となっている。

土地基盤の整備状況は、田については県営圃場整備事業及び団体営圃場整備事業等で、全体の 76% にあたる 1,932ha が、30 アール区画を中心に整備された。今後とも基盤の整備を進めるものとし、特に平坦地の高城地区と清水地区及び中嶋・月崎地区については、事業実施に向けて積極的に推進する。

畑については、田の圃場整備と対応しその集団化と圃場区画の拡大を図りつつ、畑作地域につながる農道等を整備し、畑作の振興を図るものとする。

樹園地にあつては、既存樹園地の保全を図る。

また、鳴瀬川水系を中心とした7市町にまたがる水田を対象に、農業用水の確保、排水施設確保のため、ダム、頭首工を含めた国営土地改良事業鳴瀬川地区が実施されており、これと一体的に本町の土地基盤の整備開発が行われるよう推進する。

ア A 区域 (平坦地)

農用地区域面積 1,079ha のうち、田として利用する 1,068ha の大半は、区画整理、用排水及び農道等の整備が完了し、大型機械の利用が可能となった。未整備地については、今後とも土地基盤を整備促進するものとする。また、点在する畑については、田の圃場整備に対応し、その集団化を図る。

イ B 区域 (中間地)

農用地区域面積 1,444ha のうち、田として利用する 1,216ha の 6 割を超える圃場整備がなされ、未整備地についても、今後大型機械の効率利用を図るため、基盤の整備を促進するものとする。

畑についても、集団化を図り共同作業、作付栽培の協定により、効率的な活用を図るため、基盤の整備を促進し畑につながる農道等をも整備する。また、畜産の振興を図るため、山林原野等を農用地として確保する。

ウ C 区域 (山間地)

農用地区域面積 270ha のうち、田として利用する 154ha の 6 割を超える圃場整備がされた。畑については、草地及び飼料作物が主であるが、野菜等も取り入れた土地利用をも推進する。

また、本区域も畜産の振興地区として、推進するため既存の採草放牧地を活用し優良農地を確保する。

2. 農業生産基盤整備開発計画（附図2号）

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営圃場整備	区画整理	A	62.5ha		高城地区 経営体育成基盤整備事業
県営圃場整備	区画整理	A	39ha		清水地区 経営体育成基盤整備事業
県営圃場整備	区画整理	A	73ha		中嶋・月崎地区 経営体育成基盤整備事業
ため池	ため池新設	B	184ha		花川地区 王城寺原演習場周辺障害対策事業

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林面積は、町土総面積の約 59%を占め、木材の生産や町土の保全、自然環境、水源かん養など重要な役割を果たしている。

森林の約 49%が民有林で、人工林率は 63%になっている。標準伐期齢の森林が多く、今後は長伐期施業等が必要である。森林資源の開発、森林経営の省力化を図るには、林道の開発が必要となっている。また、農用地造成及び農道の整備にあたっては、森林整備計画との関連に留意しつつ、林道開設との整合性を図りながら造成整備をするものとする。

4. 他事業との関連

本町の現状と地域の実情を踏まえ、住民の意向を反映しながら、農業の担い手が意欲をもって取り組めるよう生産基盤、環境整備を推進するため、今後も国、県の制度を積極的に導入し整合性を図りながら活用していく。

第3 農用地等の保全計画

1．農用地等の保全の方向

本町の農用地面積はここ数年の増減は見られないが、農業就業人口の高齢化が見られ、労働力不足などにより、耕作放棄地の発生が懸念されるところである。

農用地は、農業生産にとってもっとも基礎的な資源であり、一度荒廃するとその復旧は、非常に困難である。また、将来にわたって安全な食料を安定的に供給するとともに、農用地の持つ水資源のかん養や保水など多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄による農用地のかい廃を防ぎ、農業を礎としている本町農業を確立するために、必要な農用地を営農に適した良好な状態で保全していくことが重要である。

このため条件の悪い農用地の粗放化を防止するため、集落営農組織などへの農用地の利用集積と一体的に行う土地基盤の整備を促進するとともに、農用地の効率的利用を図るため、農地流動化を推進する。

2．農用地等保全整備計画

該当なし

3．農用地等の保全のための活動

耕作放棄地等による農用地の機能低下を未然に防止するため、認定農業者、営農組合など生産組織による農作業の受委託を促進する。

さらに、農用地の有効活用を図るため、作付け地の団地化など集落内での農用地利用改善団体等による土地利用調整や水田における大豆などの土地利用型作物、ほうれん草などの集約型作物の生産により、水田の高度利用を促進する。

4．森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業により健全な森林資源の維持増進を図る。

森林整備の推進方向としては、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、地域森林計画で定める水源かん養機能、山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能、保健休養機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等生産機能を重視する「資源の活用利用林」に3区分することとし、重視すべき機能に配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理により、立地条件に応じた多様な森林資源の整備と保全を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町は町土の約3割を農用地、その内8割以上が田で、農業生産は水稲を基幹作物として土地利用を図り、経営の近代化を目指してきた。

本町の農業経営の規模の推移を見ると、担い手となる農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者を中心に、所有権・賃借権とも3ha以上層への集積が進んでいる。

本町の認定農家は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得は、主たる従事者1人当たり480万円、主たる従事者に補助者を加えた1個別経営体当たり600万円を目標とし、その目標に向かって条件整備等を実施し、水稲を基幹として水稲+畜産、野菜、施設園芸、葉たばこ等複合経営の推進によって優れた経営体を育成する。

また、土地利用型農業においては、農業経営基盤強化促進法の積極的な活用をすることで、認定農業者等、経営意欲が高く経営感覚の優れた農業者への農地の利用集積を進め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す。

ア A区域(平坦地)

圃場整備が8割を超えている当地区は、集落営農の取り組み等により、小規模経営農家などから農作業の受委託を推進し、生産組織・認定農業者等により作目ごとの団地化など土地の有効利用を目指す。

イ B地区(中間地)

西部は畜産を中心に、東部は水稲を中心にそれぞれ農業経営に取り組んでいる。今後とも水稲については、生産組織の育成につとめ、経営の合理化を図り集落営農の確立を目指す。畜産については、複合経営を取り入れた集落営農と専業経営を目指す。

ウ C地区(山間地)

山間地でも圃場整備地は水稲を中心とした作目の団地化と、生産組織の育成による集落営農の推進を図る。複合経営としては、水稲+肉用牛の営農類型を目指し、山間地であるため、特に肉用牛の振興を図る。また、現在共同利用している放牧場をより一層活用するとともに、草地造成し、肉用牛の振興と経営規模の拡大を行い、優れた経営体の育成を目指す。

また、果樹(りんご)については、わい化栽培の普及と栽培技術の向上や協同利用による高性能機械の導入、鳥獣害対策等施設の整備を促進する。

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積
家族経営	稲作+大豆	2.5 ha	水稲 1.5 ha (自作地 5 ha) (借地 1.0 ha) 大豆 1.0 ha	10 戸	100 ha

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積
家 族 経 営 体	稲作+大豆	20 ha	水稲 15 ha (自作地 5 ha) (借地 10 ha) 大豆 5 ha	10 戸	100 ha
	稲作+えごま+大豆	24 ha	水稲 15 ha (自作地 5 ha) (借地 10 ha) えごま 1 ha 大豆 8 ha	5 戸	50 ha
	稲作+えごま+大豆	25 ha	水稲 15 ha (自作地 5 ha) (借地 10 ha) えごま 2 ha 大豆 8 ha	5 戸	50 ha
	稲作+露地野菜	13 ha	水稲 10 ha (自作地 3 ha) (借地 7 ha) 白菜 3 ha	3 戸	21 ha
	稲作+露地野菜	12 ha	水稲 10 ha (自作地 3 ha) (借地 7 ha) たまねぎ 2 ha	3 戸	21 ha
	稲作+露地野菜	12 ha	水稲 10 ha (自作地 3 ha) (借地 7 ha) ねぎ 2 ha	3 戸	21 ha
	稲作+施設野菜	8.3 ha	水稲 8 ha (自作地 3 ha) (借地 5 ha) ほうれん草・春菊 0.3ha	3 戸	15 ha
	稲作+施設野菜	8.3 ha	水稲 8 ha (自作地 3 ha) (借地 5 ha) きゅうり 0.3ha	2 戸	10 ha
	稲作+施設野菜	8.3 ha	水稲 8 ha (自作地 3 ha) (借地 5 ha) とまと 0.3ha	2 戸	10 ha
	稲作+施設花き	10.2 ha	水稲 10 ha (自作地 3 ha) (借地 7 ha) トルコギキョウ・ストック ク 0.2 ha	5 戸	35 ha

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積
家族経営 営 体	酪農	7 ha	経産牛 40頭 (搾乳牛 40頭) 牧草・飼料用トウモロコシ 7 ha	8 戸	0 ha
	稲作+酪農	15 ha	水稻 10 ha (自作地 5 ha) (借地 5 ha) 経産牛 30頭 (搾乳牛 30頭) 飼料用トウモロコシ 5 ha	9 戸	45 ha
	稲作+肉用牛(肥育)	10 ha	水稻 10 ha (自作地 5 ha) (借地 5 ha) 肉牛 50頭	3 戸	15 ha
	稲作+肉用牛(繁殖)	15 ha	水稻 10 ha (自作地 3 ha) (借地 7 ha) 牧草 5 ha 繁殖牛 35頭	11 戸	77 ha
	養豚(一貫)	0 ha	繁殖豚 40頭	1 戸	0 ha
	稲作+養豚(一貫)	10 ha	水稻 10 ha (自作地 5 ha) (借地 5 ha) 繁殖豚 60頭	2 戸	10 ha
	稲作+特用作物	14 ha	水稻 12 ha (自作地 5 ha) (借地 7 ha) 葉たばこ 2 ha	3 戸	21 ha
	稲作+果樹	6.5 ha	水稻 5 ha (自作地 5 ha) りんご 1.5 ha	3 戸	0 ha
組織 経営 体	稲作+大豆	7.5 ha	水稻 40 ha (自作地 9 ha) (借地 31 ha) 基幹作業一貫受託 10 ha 大豆 2.5 ha	5 組織	205 ha
	稲作+大豆+露地野菜	5.6 ha	水稻 3.5 ha (自作地 1.2 ha) (借地 2.3 ha) 基幹作業一貫受託 10 ha 大豆 5 ha えごま 2 ha ねぎ 4 ha	4 組織	132 ha

(注) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

高齢化、後継者不足、兼業化などにより十分な管理が行われない農地が散見され、徐々に増加している現在、農地の保全と効率的な活用を図っていく上で、集落内での土地利用について合意形成が必要となる。そのため、認定農業者等の担い手を中心とした生産組織・集落営農の推進を図り、各集落の主体性を尊重しつつ町・農協等が支援し、定着を目指す。また、農業機械施設等の過剰投資を改善し、生産コストの低減を図るため、生産組織・農協の農業機械利用事業を活用し、農作業の受委託・共同化の促進に努める。地力の維持増進を図る上で、畜産農家と耕種農家の連携が必要不可欠である。また、循環型地域農業を目指すため、地域の実情に応じた農地の有効利用と未利用資源(稲わら、籾殻等)の有効活用に努め、農業生産の拡大と質的向上を図る。

2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本町の農業が生産性の高い農業経営を展開していくためには、農業経営基盤強化促進事業及び農地移動適正化あっせん事業等により農用地の流動化を推進し、経営規模の拡大を図っていく必要がある。現時点においても認定農業者等への農地集積が徐々に増えており、経営規模を拡大する経営体も増えている。

今後も農地流動化推進員などによる掘り起こし活動の強化や農地の集積についての啓蒙・普及、情報提供などの活動とあわせて、集落ぐるみの話し合いの場を設け農家相互の理解を深めながら、利用権設定や農作業受委託により、認定農業者等を中心とした生産組織、集落営農組織などを育成し農作業の受委託を含めた幅広い形での農地の利用集積をも一体的に推進する。

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林面積は、4,692ha で町土保全、水源涵養、環境保全等多目的な機能を有しており、地域住民の生活とも深く結びついている。このため林業振興の森林整備等と農業振興のための土地基盤整備との間で調整をとりながら、農業と林業の融和を図ることで共存共栄を実現させ、調和のとれた計画的な整備を行っていく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

本町の重点作目は水稲、畜産、野菜等で、中でも水稲を主体に農業近代化施設の整備を進めてきた。今後とも農業情勢に合わせた近代化施設の整備を進め、農業生産の向上と複合経営の確立を目指す。

重点作目の中で基幹は将来とも水稲であり、酪農專業の一部を除いては、水稲を中心にそれぞれの重点作目を取り入れた複合経営が行われると予想される。したがって、生産性の高い稲作経営を行うことが本町の農業振興を図る大きな要因である。

水稲については、経営規模の拡大、生産の組織化等を通じて生産コストの低減が急務であり、自立経営農家を中心とする集落単位の組織化と、農業機械の共同利用による一貫作業体系の確立を図るため、立地条件に適應した近代化施設を整備する。また、農協の2つのカントリーエレベーターは隣接町に建設され利用されているが、既存の共同乾燥調製施設（ミニライスセンター）の利用状況や処理能力を踏まえながら、大規模乾燥調製施設の設置についてその可能性と必要性を検討する。

野菜については、米の生産調整を踏まえ各関係機関と連携を密に野菜に対する消費者ニーズの進むなかで、栄養、鮮度等品質面に重点をおいた上で、安全・安心の環境保全型の栽培管理の定着化と流通体制の強化を図りつつ、ほうれん草・ねぎなどの特化した品目をより定着するために補助事業等を今後とも導入し施設整備をする。

畜産については、環境保全に努めながら経営の安定強化を図らなければならない。乳用牛経営には、專業経営が一部に存在するなど、比較的安定した経営で行われているが、他家畜については水稲との複合経営が中心であり、その経営は安定した経営に至っていない現状から、今後、既存の畑や転作地の有効利用による飼料作物栽培等を図り、安定した自給飼料の生産による生産費低減に努め、また優良家畜の生産確保に努める等経済性の高い経営を目指し、経営の維持増進に努めるものとする。また、畜産振興を図るため、今後補助事業等を活用し、簡易畜舎を設置するなど、堆肥舎等の規模も考慮した計画性のある施設整備を推進する。

(1) A区域（平坦地）

水田約 1,068ha を対象に、既設を含めた集団栽培組織（1生産組織）を育成し、農業機械の共同利用による機械化一貫作業体系を確立するため、育苗施設、田植機、籾乾燥調整施設、コンバイン、トラクター等の一連の集団栽培管理施設、農協が事業主体のカントリーエレベーター（CE）構想を考慮しながら整備する。また水稲＋肉用牛による複合経営が普及し定着しているが、今後とも自給飼料の生産拡大と優良育種の生産確保に努める等、生産コストの低減を図り、経営の安定向上を目指すものとする。

(2) B区域（中間地）

水田約 1,216ha を対象に、既設を含めた集団栽培組織（2生産組織）を育成し、農業機械の共同利用による機械化一貫作業体系を確立するため、育苗施設、田植機、籾乾燥調整施設、コンバイン、トラクター等の一連の集団栽培管理施設を整備する。

(3) C区域(山間地)

水田約154haを対象に、既設の集団栽培組織(3生産組織)を育成強化し、農業機械の共同利用による機械化一貫作業体系を確立するため、利用拡大を図り籾乾燥調整施設、コンバイン、トラクター等の一連の集団栽培管理施設の利用効率をよくする。また、当地域は、自然的条件等から肉用牛の生産地帯であり、放牧経営を加えた省力化を行っているが、なお一層放牧施設の充実強化に努める。

2. 農業近代化施設整備計画(付図3号)

(1) A区域(平坦地)

施設の 種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	附図 番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
稲作 近代化 施設	清水 トラクター2台 コンバイン2台 育苗施設一式 田植機2台 籾乾燥調整施設 1棟	清水	70 ha	53 戸	生産組織 (新規)		
稲作等 近代化 施設	黒沢 カントリーエレベーター (CE)1棟	色麻町	500 ha	967 戸	生産組織など (新規)		

(2) B区域(中間地)

施設の 種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	附図 番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
稲作 近代化 施設	伝八 トラクター2台 コンバイン2台 育苗施設一式 田植機2台 籾乾燥調整施設 1棟	伝八	74 ha	13 戸	生産組織 (新規)		
	除 トラクター2台 コンバイン2台 育苗施設一式 田植機2台 籾乾燥調整施設 1棟	除	44 ha	17 戸	生産組織 (新規)		
	花川 トラクター3台 コンバイン3台 育苗施設一式 田植機3台 籾乾燥調整施設 1棟	花川	100 ha	41 戸	生産組織 (新規)		

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

木材価格の低迷により、間伐不実行林分が増加しているが、間伐実施を推進し生産された素材の活用を図るため、間伐材を用いた果樹園用の支柱、牧柵等の資材に努めてきたが、最近では合板資材としての需要があるため、利用可能な資材として有効活用を図っていく。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1．農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

地域農業の維持・発展させるため、農業生産組織や集落営農の推進による経営の効率化、または協業化や法人の農業経営を目指し、その担い手となる生産組織と認定農業者の育成を図るとともに後継者の育成・確保を目的として、農業経営改善支援センターの機能充実や各種農業団体の活動支援を強化し、農協においては営農指導体制の強化・充実を図る。

また、農産物直売所を核とした、農産物加工施設の活用など女性や高齢者の活動を積極的に支援する体制づくりを農業各団体との協調体制の中で検討し進めていく。

2．農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3．農業を担うべき者のための支援の活動

農業の担い手の高齢化、後継者不足の解決が急務であることから、地域農業のリーダー的役割と農業のプロとしての意識醸成を促しながら、認定農業者のメリット及び位置づけを明確にし、認定農業者への誘導を図る。また認定農業者による「色麻町認定農業者連絡協議会」を活動の中心として、会員が情報交換等を行うことで、職業としての農業を魅力あるものとし、また農業者同士の仲間づくりを支援していく。

女性農業者は、基幹的農業従事者の4割強を占めており、農業生産や地域において重要な役割を果たしているが、置かれている立場は経営主に対し従属的立場であり、果たしている役割に対して十分な地位が確立されていない状況にある。

今後、農業委員会と連携しながら家族経営協定への理解と普及を図り、女性農業者の農業における位置づけを明確にすることで、生産技術の向上、就業環境の改善、農業経営管理能力等の開発を支援し、女性農業者の地域・集落活動などの意志決定への参加・参画などを促しながら、担い手への育成を図る。

また、生活改善クラブなど農村女性グループの組織活動や直売・加工などに取り組む、女性農業者を支援していく。

4．森林の整備その他林業振興との関連

本町の林業経営は、農業との兼業と共有地での経営にとどまり、企業的林業経営は皆無に等しい。しかしながら町土の6割程が森林面積、そのうち5割程が民有林で6割を超える人工林もある。この財産を良質材として生産するため、下刈り、枝打ち、間伐等の作業に農業者が従事できる環境づくりに配慮し、森林組合等を活用し後継者の確保・育成を図りながら、森林を育てていく。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の農業は、水田依存度が高く、複合化への動きはみられるものの、水稻の単作経営が多い。圃場は昭和46年以降の県営圃場整備事業等により7割を超える整備がなされた。

農家1戸当り平均耕作面積は2haを超え県平均より規模が大きいものの、仙台市等の都市部まで車で1時間程度と地理的条件から、農外就労の機会に比較的恵まれており農家数が減少している。

このため、農業後継者に於いても減少の傾向にあり基幹的農業従事者の高齢化が目立ち、この傾向は今後も続くものと予想される。

これら諸問題に対応し農業振興と、地域の発展を図るためには不安定な就業状態になる兼業従事者の安定就業の促進を強化するとともに農業後継者、基幹的農業従事者の定着を図らなければならない。

更に、これと平行して企業誘致を積極的に進め、兼業農家の経営安定と農地流動化の促進を図っていく。これからの農業を魅力あるものとするためには、所得の向上と楽しみながら働ける場として、都市との交流も深め観光を生かした農業の推進が必要である。このためには、農産物直売施設の活用、観光果樹園を軸に都市との交流を図り、販路の拡大や地場産品の生産を振興し女性農業者を中心とした就労の場を確保していく。

単位：人

区分			従業地								
			色麻町内			色麻町外			合計		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	第二次産業	製造業	80	51	131	42	165	207	122	216	338
	"	建設業	65	11	76	428	88	516	493	99	592
	第三次産業	その他	95	57	152	135	153	288	230	210	440
計			240	119	359	605	406	1,011	845	525	1,370
自営兼業	第二次産業	製造業	8	4	12	1	0	1	9	4	13
	第三次産業	卸売・小売業	30	36	66	0	2	2	30	38	68
	"	その他	30	10	40	7	2	9	37	12	49
計			68	50	118	8	4	12	76	54	130
出稼ぎ	第二次産業	建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計			0	0	0	0	0	0	0	0	0
日雇 臨時雇	第二次産業	建設業	39	92	131	16	11	27	55	103	158
	"	製造業	30	3	33	49	15	64	79	18	97
	第三次産業	卸売・小売業	20	16	36	49	55	104	69	71	140
	"	その他	0	0	0	103	2	105	103	2	105
計			89	111	200	217	83	300	306	194	500
総計			397	280	677	830	493	1,323	1,227	773	2,000

２．農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本町に於いても全面的に兼業化、混住化が進み農家数は減少傾向にある。これからは農地の流動化を図るなど、規模の拡大を行い、認定農業者の育成と集落営農への展開に努める。

また、生産基盤及び農業機械の大型化による、余剰労力の対策として安定した就業の場の確保が必要である。特に、日雇通勤者、町外通勤者などによる兼業化の増大は、農業生産面にも影響が生じている現況にある。このような情勢を踏まえ、本町の特性を活かせる中小企業の誘致に努めるとともに隣接町村及び仙台北部工業団地への雇用の促進を図り、町の無料職業紹介所を活用するなど、農業従事者に対する就業相談活動の強化を図り、安定した就業の場の確保に努める。

また、地域で生産される農産物を活用するための農産加工施設の整備に努め、原料生産農家や、流通機構の有機的結合を推進し、地場産業への就業機会の確保、拡大に努めるものとする。

３．農業従事者就業促進施設

該当なし

４．森林の整備その他林業の振興との関連

森林所有者は農業経営者が大半で、農林家として森林経営にあたっているが、林業への関心を持ち続け林業に就業する環境を醸成するとともに、加美郡林業研究会等の林業組織の若手林業後継者による活動を育成・支援し、林業後継者の育成を目指す。

また、自然とのふれあいの場、保健休養や、文化活動の場としての利用を期待する等、多様化、高度化しており、農家、林家の就業機会の確保と地域資源の有効利用に期待される。

第 8 生活環境施設の整備計画

1 . 生活環境施設の整備の目標

今日、農村は依然として農業の兼業化や高齢化が進み、農業後継者・農家若年層の都市部への流出が続き、農業振興と農村地域社会の活性化にとって大きな課題に直面している。この原因のひとつとして、農村生活環境施設整備が不十分であることが考えられるため、今後とも農村生活環境施設整備を推進していかなければならない。

保健・医療・福祉の中核的施設として保健福祉施設群(愛々童夢)・公立加美病院・加美老人保健施設が整備運営され、これらを中心とした医療・老健施設との連携強化を一層図ることで、「町民みんなが心身ともに元気で健やかなまちづくり」の実現に努める。

住民の福祉向上・健康・文化的活動の充実を図る一環として、幼保一元化計画が実現すれば子育て支援の充実により、一部若年層の流出に歯止めがかかることを期待し施設整備を図る。また、地域住民の意向を反映させながら、集会施設などの施設整備を進め、町道・農道の整備もあわせて促進し農業従事者・農業後継者の育成確保に努める。なお、施設の整備にあたっては、農用地利用計画との整合性を図り優良農地を確保するものとする。

下水道については、生活様式の都市化に伴う、生活雑排水の用排水路混入が、環境保全また農村景観の保持の面からも問題となることから、平成 5 年度から農業集落排水整備事業に取り組み平成 9 年度に完工を迎えた。また、平成 6 年度からは公共下水道事業もスタートするなど、今後も積極的に整備を図っていく。

2 . 生活環境施設整備計画 (付図 4 号)

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
集会施設	伝八・除 1棟	伝八・除地区民 160人・32戸		
集会施設	上郷 1棟	上郷地区民 360人・87戸		
集会施設	王城寺・花川 1棟	王城寺・花川地区民 670人・153戸		
公共下水道施設	王城寺・花川各地区の一部 8ha	王城寺・花川各地区民の一部 200人・43戸		
公共下水道施設	上高城・清水各地区の一部 12ha	上高城・清水各地区民の一部 460人・115戸		
合併浄化槽施設	町内(個別対応)	農業集落排水、公共下水道該 当地区以外 557戸	-	

3 . 森林の整備その他林業の振興との関連

よりよい生活環境のもとで、豊かな生活を営める地域づくりのためには公園、緑地の確保は不可欠である。本町は総面積のうち、自然緑地が 59%を占めており、水源の確保、国土保全の見地から治山、治水を促進するとともに、近年要望が高まっている広大な自然環境の中での余暇活動に対応できるよう、森林整備計画、森林施行計画等との整合性を図りながら、緑地休養施設等の整備を図る。

4 . その他の施設の整備に係る事業との関連

健康で文化的な生活環境の確保と、生活向上の実現のため、平成 13 年に第 3 次色麻町国土利用計画

が樹立されており、今後の環境整備計画についても、国土利用計画の町土の利用に関する基本構想、並びに長期総合計画の理念に基づきながら関連する他法令との連携を図り、事業計画実現に努める。

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア. 現況農用地等に係る農用地区域